

調整手当 支給マニュアル



※チェックリストに従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年5月時点の内容となっております。最新の情報はの資料等をご確認ください。

調整手当（調整給）は、特定の状況下で従業員に支給される給与の一部です。従業員間の給与バランスを適正に保つことを主目的とし、通常は一時的措置ですが、固定給の一部として継続支給されることもあります。



主な調整手当

看護職員	ベースアップ評価料 2024年度診療報酬改定で新設。目標は2024年度+2.5%、2025年度+2.0%のベースアップ。 対象は病院・訪問看護ステーション等の看護職員、薬剤師等（医師・歯科医師除く）。賃上げ実施と届出が要件です。
保育士	処遇改善加算 国の補助金制度。処遇改善加算Ⅰ（施設平均勤続年数に応じ月1.2万～3.8万円程度）、Ⅱ（役職に応じ月5千～4万円）、Ⅲ（月9千円、当面継続）。認可保育園等が対象。令和7年度よりⅠ～Ⅲの一本化と賃金改善方法の統一（新加算合計額の1/2以上を基本給・毎月手当で改善）が予定されています。
介護職員	処遇改善加算 2024年6月より従来の3加算が「介護職員等処遇改善加算」（新加算Ⅰ～Ⅳの4段階）に一本化。キャリアパス、職場環境等要件に加え、新加算Ⅳ相当額の1/2以上を月額賃金（基本給または毎月定額の手当）の改善に充当する要件があります。
公務員	地域手当 国家公務員は令和6年人事院勧告に基づき令和7年4月より改定。級地区分を5段階（1級地20%、2級地16%、3級地12%、4級地8%、5級地4%）に、支給地域単位を都道府県基本に広域化。地方公務員も国の基準に準じ見直されます。

支給パターンと留意点

主な支給パターンには、以下があります。

- 1 固定給への組込み
- 2 業績等に応じた不定期変動支給
- 3 特定条件達成時のみの支給

留意点として、初任給での調整手当支給は原則避けるべきです。基本給の低さを調整手当で補う場合、基本給が最低賃金を下回らないことが大前提です。支給条件は明確にし、就業規則等に明記することが求められます。

調整手当と最低賃金

調整手当は、原則として最低賃金の計算対象となる賃金には含まれません。

最低賃金は、基本給など毎月支払われる基本的な賃金で判断されるため、基本給自体が最低賃金を下回らないよう設定が必要です。「基本給＋調整手当」で最低賃金をクリアしているとの誤解は違法となる可能性があります。

